

Tax & Legal Newsletter

2022年12月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

e-Donation システムによる特定の医療財団への寄附に対する税制優遇措置の提供

2022年11月8日に発行されたタイ国勅令第756号により、2022年7月26日から2024年12月31日までに、チャイパタナ財団、マハーチャクリシリントーン王女主導による情報技術財団、マハーチャクリシリントーン王女主導によるラマティボディ財団に行われた公衆衛生支援のための電子寄附（以下「e-Donation」）システムによる一定の寄附に対して税制優遇が適用されることになりました。勅令の主な施策の概要は、下記のとおりです。

- 個人が適格財団に現金で寄附をした場合、個人の純所得（課税所得から適用されるすべての手当や控除を差し引いたもの）の10%に相当する金額を上限として、2倍の控除（すなわち、合計200%の所得税控除）を受けることができる。
- 企業又は法人パートナーシップは、適格財団に現金又は資産を寄附した場合、企業の純利益の10%に相当する金額を上限として、二重控除を受けることができる。
- 個人、企業及び法人パートナーシップは、適格財団への寄附に関し、資産の譲渡や商品の販売から稼得された所得、又は証書の実行に関して、所得税、付加価値税、特定事業税及び印紙税の免除を受けることができる。

税制優遇措置は、タイ歳入局長によって定められた規則、手続及び条件に従って適用される予定です。

従業員のために開催される国内研修セミナーを奨励するための税制優遇措置

2022年11月8日に発行されたタイ国勅令第757号に基づき、2022年7月15日から2022年12月31日までにタイ国内において社員研修セミナーを開催するために発生した適格費用について、企業又は法人パートナーシップに追加の法人所得税控除が適用されることになりました。適格費用には、セミナーの会場費、宿泊費、交通費及びセミナー開催等に伴うその他の費用及び観光に関する法律に基づき登録された観光事業者に支払うサービス料が含まれます。勅令のインセンティブの概要は、下記のとおりです。

- (1) 本勅令で特定された「第二次観光県」又はタイ歳入局長が公表したその他の観光地域において、企業又は法人組合が現地従業員のために手配した国内研修セミナーにかかった費用の100%（すなわち合計200%）を追加控除すること。
- (2) 企業又は法人組合が上記(1)に規定する地域以外の地域の現地従業員向けに開催した国内研修セミナーに要した費用の50%（すなわち合計150%）を追加で控除すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の区分に明確に配分できない場合において、会社又は法人が現地従業員のために行った国内研修セミナーに要した費用の50%（すなわち合計150%）を追加控除すること。

免税は、タイ歳入局長が定める規則、手続及び条件に従って申請する必要があります。

タイ国内見本市の開催を奨励する税制優遇措置の提供

2022年11月8日に発行されたタイ国勅令第758号に基づき、2022年7月15日から2022年12月31日までに開催された国内の見本市、展示会及びトレードショー等への参加に関連して発生したレンタル料やサービス料に対して100%の追加法人税控除（すなわち合計200%の控除）が行われることになりました。本税制優遇措置を受けるには、納税者はイベント主催者が発行するイベントへの実際の出席を確認できる証明書を取得する必要があります。また、追加控除は、タイ国税庁長官が定める規則、手続及び条件に従って申請する必要があります。

地域密着型企业に対する個人所得税免税措置の延長

2022年11月14日に閣僚規則第385号が発行され、地域企業振興法に基づく資格を有する地域密着型企业が、年間所得が180万バーツを超えない通常のパートナーシップ又は非樹脂組織である場合、個人所得税免除の延長が可能になりました。この免税は本来2020年1月1日から2022年12月31日まで利用可能でしたが、これが2025年12月31日まで延長され、タイ歳入局長が定める規則、手続及び条件に従って請求する必要があります。

REITsへの資産の買戻しによる売却に関する非課税措置の規定及び基準

2022年11月21日に発行されたタイ歳入局長からの通達第46号により、2022年7月18日に発行された勅令第753号によって認められた法人所得税、VAT、特定事業税及び印紙税の免税を申請するための規則、基準及び条件について、「バイバック」協定（すなわち、企業又は法人組合が、その後資産を買い戻すことに同意する協定）のもと不動産投資信託（Real Estate Investment Trust：以下「REIT」）の受託者への特定の資産の売却に関して規定しています。また、法人が不動産投資信託の受託者に資産を売却する際に、その資産を買い戻す取

決め（buy-back）を行っている場合、その売却益が課税されます。また、REITの受託者が会社や法人組合に当該資産を転売する場合にも、税制上の優遇措置が適用されます。この通達は、2022年7月19日に遡って適用され、通達のルールや基準の概要は、下記のとおりです。

- 買戻しの取決めを行った会社（又は法人パートナーシップ）及びREITの受託者は、免税の恩恵を受けるために、買戻しの取決めに基づく資産の売却及び再販を含む取引が行われたことを確認する証明書を共同で作成し、不動産登記簿の土地登記官及びタイ歳入局長に提供しなければなりません。
- 会社（又は法人組合）及びREITの受託者は、買戻しの取決めに基づく資産の売却及び再販に関する証拠書類等保管し、税務調査官の閲覧に供することが義務付けられています。

タイ証券取引所における証券取引に係る特定事業税の免税措置の取消しに関する閣議決定

2022年11月29日付でタイ内閣は、タイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand：以下「SET」）で取引される証券の売却に関して特定事業税（Specific Business Tax：以下「SBT」）を課す勅令案を承認しました。この決定は、「課税の公平性」を高め、「所得格差」を是正することを目的としており、30年以上にわたって実施されてきたタイ株式市場での証券売買に対するSBTの免税措置に事実上終止符を打つこととなります。勅令案によると、当該取引に対するSBTの賦課の段階によって、下記のように税率が異なります。

- **第1段階**：勅令発効日から2023年12月31日まで、税率は有価証券売却益の0.05%（地方税を含む0.055%）、**第2段階**：勅令発効日から2023年12月31日まで、税率は有価証券売却益の0.05%（地方税を含む0.04%）とされます。
- **第2段階**：2024年1月1日以降、税率は有価証券売却益の0.10%（地方税込みで0.11%）となる予定です。

SBT免除は、下記の売手による証券の販売にのみ適用されます。

- (1) SETに登録され、マーケットメーカーに登録された銘柄を取引する「マーケットメーカー」
- (2) 社会保険局
- (3) プロビデントファンド
- (4) 政府年金基金
- (5) 私立学校に関する法律に基づく福祉基金
- (6) 退職金共済基金
- (7) 国民貯蓄基金
- (8) 投資信託の投資口を社会保険事務所に販売することを目的として証券取引法に基づいて設立された投資信託、その他上記(3)～(7)のファンド

SBT免除がない場合、ブローカーは証券販売者の代表として、販売代金からSBTを源泉徴収し、販売者に代わって税金を送金することが要求されます。売り手はSBTの申告書を提出する必要はありません。

勅令の規定は、勅令が官報に掲載された月の4カ月後の初日から施行されます（すなわち、90日間の「猶予期間」が設けられます）。

Contacts

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先、又は [Thailand Tax and Legal team](#) までお問い合わせください。

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171
Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163
Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Patcharaporn Pootranon

Legal - Corporate

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40173
Email: ppootranon@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Pornpun Niyomthai

Global Employer Services – Immigration

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40175
Email: pniyomthai@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

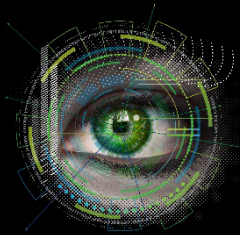
Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



Deloitte Thailand | Add as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.